

弁護士会 NEWS



NO. 2 被災者の皆さんのための Q&A



Q1. 今回、被災しました。ボランティアの方々がたくさん来てくれるのはとてもありがたいです。ただ、人の出入りが激しく、知らない人も多いため、少し不安です。

A1. 多くの人の善意は本当にありがたいものです。ただし、被災地では残念ながらボランティアを装った窃盗などをする人たちもいます。ボランティアセンターによる登録を受けた正式なボランティアであるかを証明するためのビブスや身分証などの確認を求めることが必要なケースもあるでしょう。また、マスコミの出入りもあります。取材を求められることもあるかもしれませんが、不快・不安なときは、はっきり断ってかまいません。

Q2. がれき撤去作業のために、私の土地に、ボランティアの方々が自由に立ち入ることを認めないといけないでしょうか。

A2. ボランティアは、所有者の同意を得て私有地に立ち入ることが前提です。あなたの土地に勝手に立ち入ることはありませんので、ご安心ください。もっとも、撤去作業を円滑に進めるためには、ある程度立ち入りを許容すべき場合もあるでしょう。一日も早く元の街並みを取り戻すため、みんなで協力し合っていきましょう。

Q3. 建物の撤去中、私の自宅建物が崩れ、ボランティアの方が怪我をしまいました。私は、治療費等を支払う義務があるのでしょうか。

A3. 治療費等を支払う義務を負うことは考えにくいでしょう。正式な登録を受けたボランティアは、「ボランティア活動保険」に加入しており、保険による治療費等の補償が受けられますので、基本的には心配する必要はありません。また、被災者は、個々のボランティアとは、（治療費等の支払い義務が発生する根拠となるような）直接の契約関係はありません。さらに、建物所有者としての設置や保存に瑕疵があることによる責任（土地工作物責任）が生じる可能性が考えられますが、災害が原因で建物が倒壊したため、建物の設置や保存に瑕疵があると考えerことは困難です。

お困りの際は、下記へご相談ください。



糸魚川大規模火災については「**無料なんでも相談**」実施中！
お問合せ先：新潟県弁護士会 ☎025-222-5533